

佐久市国際交流ボランティア登録制度に関する要領

佐久市国際交流ボランティア登録制度に関する要領(平成4年12月9日適用 平成14年2月1日全部改正)の一部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、国際化の進展に伴い、市民が外国人との交流を通じて相互に理解を深め、地域の国際化を促進するために、国際交流に理解がありボランティア活動に熱意を有する者の登録を行う、佐久市国際交流ボランティア登録制度(以下「登録制度」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(活動区分及び応募)

第2条 ボランティアの活動内容は、下表の区分により、あらかじめ市に応募し、市から登録を受けて国際交流ボランティア活動(以下「ボランティア活動」という)を行うものとする。

区 分	活 動 内 容	応 募 要 件
通訳・翻訳 ボランティア	<ul style="list-style-type: none">国際交流行事及び国際交流会議等における通訳市内視察におけるガイド通訳外国人の行政・医療相談における通訳各種文書の翻訳国際交流に関するイベント・その他各種事業への協力	<ul style="list-style-type: none">外国語の通訳又は翻訳をすることができる者国際交流に係る事業に協力する意欲のある者
ホームステイ ボランティア	<ul style="list-style-type: none">ホームステイによる一般家庭への訪問交流を希望する外国人の受け入れ	<ul style="list-style-type: none">佐久市内に居住する者家族全員の理解があり、家族ぐるみで交流ができる家庭人種・国籍・宗教・性別・職業を問わず受入ができる家庭
国際交流イベント ボランティア	<ul style="list-style-type: none">市が開催する国際交流イベント等への協力	<ul style="list-style-type: none">国際交流に係る事業に協力する意欲のある者

2 前項の規定による応募は、ボランティア登録申請書様式(第1号)により行うものとする。

(登録)

第3条 市は、前条の規定により応募があったときは、応募者を佐久市国際交流ボランティアとして登録し、当該応募者に対し佐久市国際交流ボランティア登録証(様式第2号)を交付する。

2 佐久市国際交流ボランティア(以下「登録者」という)は、ボランティア継続の意志がなくなった場合又は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに市へその旨を申し出るものとする。

(登録内容の公開)

第4条 登録内容は、登録者が公開を了承した項目に限り公開し、市民の便益に供与する。

(依頼手続き)

第5条 ボランティア活動を依頼する者(以下「依頼者」という)は、通訳・翻訳・ホームステイ紹介依頼書

様式(第3号)に必要事項を記入し、おおむね1ヶ月前までに市へ提出する。但し、緊急を要するものは、この限りでない。また、情報が公開されている登録者に対しての依頼は直接行う。

- 2 国際交流ボランティアの紹介は、依頼者が営利や特定の政治・宗教活動を目的としないものに限る。
- 3 依頼者は、依頼内容に変更が生じた場合には、速やかに市へ連絡するものとする。

(登録者の紹介)

第6条 市は、前条第1項の規定による依頼を受けたときは、依頼内容を検討し、登録者に照会する。市は登録者の内諾を得たうえで、依頼者に登録者の氏名・連絡先を通知し、詳細は依頼者と登録者の両者で行うものとする。

- 2 登録者は何らかの理由により依頼されたボランティア活動ができなくなった場合は、速やかに市へ連絡するものとする。

(費用負担)

第7条 ボランティア活動に係る経費は、原則として登録者の負担とする。但し、依頼者側の個人的経費やボランティア活動に係る特別な経費(登録者が同行する際の交通費・施設入場料等をいう。)は依頼者側の負担とし、詳細は別に定める。

(保険)

第8条 通訳の際に旅行が伴う場合は、依頼者が傷害保険等の加入をするものとする。

(研修)

第9条 市は、登録者に対し適宜研修を実施するものとする。

(登録の取消)

第10条 市は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者との協議を経ず登録の取消をすることができる。

- (1) 登録者の死亡が確認された場合
- (2) 様式第4号による登録取消の申し出がされた場合
- (3) ボランティアとして不適格と市が認めた場合
- (4) 市との連絡が不能の場合

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成14年2月1日より適用する。

この要領は、平成24年2月2日より適用する。